入院中のお食事について

自己負担額（標準負担額）について

入院中のお食事に対する自己負担額を「標準負担額」といい、所得に応じた１食あたりの金額が厚生労働大臣により定められています。高額療養費の対象とはならないため、入院費が高額になった場合でも、食事にかかる費用は患者さまの全額負担となります。ただし、低所得（住民税非課税世帯）の方は、申請により標準負担額の減額を受けることができます。

所得区分		自己負担額（標準負担額）
下記に該当しない方		490円
指定難病の方（住民税非課税世帯を除く）		280円
低所得Ⅱ	過去１年間の入院期間が90日まで	230円
	過去１年間の入院期間が90日目以後（※）	180円
低所得Ⅰ		110円

※ 「長期入院該当」の適用を受ける必要があります。

入院時食事療養費の届出について

入院中のお食事にかかる費用から自己負担額（標準負担額）を差し引いた費用は、保険者（国民健康保険、各健康保険組合等など）が負担します。これを「入院時食事療養費」といいます。当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって特別管理された食事を、適時（朝食８時から、昼食12時から、夕食18時から）に、適温にて提供しております。

最 成 病 院

2024.06